

競争入札公告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月5日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達（購入）する物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）（単価契約） 約24,800kg
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
平成30年4月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 地下1階 栄養管理室
- (5) その他
当該競争入札の落札決定の効果は、平成30年度福井県病院事業会計当初予算発効時において生じる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登録されたものに限る）有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 福井県内に本社を置く者であること。
- (4) 福井県競争入札参加資格者名簿において、「主要な取引商品」に〈米〉または〈精米〉を登録している者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法

(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 福井県に納付すべき県税(全税目)に滞納がない者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941 (直通)

(2) 入札説明書等の交付期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月9日(金)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県立病院の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月9日(金)16時まで(休日を除く)

(2) 申請書等の提出方法

提出期間内に、次の提出先に直接持参、または提出締切日時を必着とした郵送(民間事業者を含む。)により提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録

が残るものを利用すること。

<提出先>

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(3) 資格の確認結果の通知

資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により通知する。

5 入札書の提出方法、入札の日時および場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。なお、郵送または伝送等、持参以外による入札書の提出は認めない。

(2) 入札の日時

平成30年3月26日(月)9時20分

(3) 入札の場所

福井県立病院 5階 中会議室

6 入札書に記載する金額

入札書の記載に当たっては、平成29年産福井県産コシヒカリ一等米(精米) 1kg当たりの単価に記載すること。ただし、小数点以下の数字は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(単価)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941(直通)

9 その他

(1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

平成29年産福井県産コシヒカリ一等米
(精米) の購入

入 札 説 明 書

福井県立病院

目 次

1. 入札執行者
2. 入札に付する事項
3. 入札の方法
4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知
6. 入札書の提出方法、入札日時および場所
7. 入札保証金に関する事項
8. 契約保証金に関する事項
9. 入札および開札
10. 入札の無効
11. 再度入札
12. 落札者の決定に関する事項
13. 契約書作成の要否および契約条項
14. この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
15. 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法
16. その他

- 別紙様式 1 入札参加資格確認申請書
別紙様式 2 誓約書
別紙様式 3 入札書
別紙様式 4 委任状
別紙様式 5 入札説明書等に関する質問書

別添 契約書（案）

入札説明書

1 入札執行者

福井県立病院 院長 橋爪泰夫

2 入札に付する事項

(1) 調達物品の名称および予定数量

平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）（単価契約） 約24,800kg

(2) 調達物品等の仕様等

「平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）の購入 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成30年10月31日まで

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 地下1階 栄養管理室

3 入札の方法

一般競争入札による

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載された者に限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 福井県内に本社を置く者であること。

(4) 福井県競争入札参加資格者名簿において、「主要な取引商品」に<米>または<精米>を登録している者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式1)に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に関して福井県立病院の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 必要書類(各1部)

ア 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 誓約書(別紙様式2)

ウ 入札保証金免除に該当する場合は契約書の写し 1通以上

なお、上記のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日(月)から平成30年3月9日(金)(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで

(3) 申請書等の提出方法

提出期間内に、次の提出先に直接持参、または提出締切日時を必着とした郵送(民間事業者を含む)により提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。なお、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

<提出先>

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(4) 資格の確認結果の通知

資格の確認結果は、書面により通知する。

(5) 入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

ア 提出方法

入札参加資格の確認の結果、入札への参加が認められなかった者は、入札参加資格に関する質問書を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

イ 提出期限

平成30年3月16日(金) 16時(必着)

ウ 提出方法

書面によるものとし、5（3）の提出先に、持参または郵送あるいは伝送すること。

エ 回答方法

質問書への回答は、書面により行う。

6 入札書の提出方法，入札日時および場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。なお、郵送または伝送等、持参以外による入札書の提出は認めない。

(2) 入札の日時

平成30年3月26日（月）9時20分

(3) 入札の場所

福井県立病院 5階 中会議室

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で次に該当しない者をいう。）

(a) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに落札者となりながら契約を締結しなかった者

(b) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

(c) (a) および (b) 以外に特段の事業があり、契約しないまたは契約を履行しない恐れがあると認められる者

※ 免除にあたっては、特に手続きを要しないが、上記の (a) から (c) に該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

(2) 入札保証金の納付

入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積金額（入札書記載金額（単価））に予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年3月26日（月）8時30分から9時までの間に、福井県立病院企業出納員に納入しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開

発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（当該入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

8 契約保証金に関する事項

契約金額（入札書記載金額（単価））に予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書の記載に当たっては、平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）1kg当りの単価を記載すること。ただし、小数点以下の数字は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札参加者の入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

- (3) 入札参加者は、別紙様式3による入札書を直接、入札日時に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別紙様式4）を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者の入札書は次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る）
 - イ 入札案件の名称

ウ 入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の職・氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）

- (6) 入札代理人は、入札参加者の所属する企業に所属する者でなければならない。
- (7) 入札参加者または入札代理人は、入札時に企業に所属することが証明できるもの（社員証等）および本人の証明ができるもの（運転免許証等）を持参しなければならない。
- (8) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者または代理人は、提出した入札書の書き換え、変更または取り消しをすることができない。
- (10) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。
- (11) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

10 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に必要な資格のない者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

11 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、その場で直ちに再度の入札を行うものとする。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) この入札に係る調達物品の予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、くじを引かない者または立ち会わない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

13 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、単価契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（単価）とするので、契約金額に納入数量を乗じて得た額に100分の8に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を請求するものとする。

14 この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。

15 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

(1) 提出期限

平成30年3月9日（金）正午まで（必着）

(2) 提出先

5（3）提出先に同じ

(3) 提出方法

入札説明書等に関する質問書（別紙様式5）により提出すること。なお、当該書面は、持参を原則とするが、次のいずれもの要件を満たす場合には、郵送（簡易書留に限る。）および伝送による提出も認める。

ア 質問の内容が入札説明書等に関する事項であること

イ 質問者が確認できること

ウ 回答を、書面により郵送または伝送により送付できること

(4) 回答

質問に関する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

16 その他

(1) この入札において、最低制限価格は設定しない。

(2) 福井県物品等電子入札運用基準、同要領等を熟読の上、入札に参加すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

(別紙様式1)

入札参加資格確認申請書

平成30年3月 日

福井県立病院
院長 橋爪泰夫 様

住 所
商号または名称
代表者氏名 ⑩

平成30年3月5日付けで入札公告のあった下記案件に係る入札参加資格の確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

入札案件名称

平成29年産福井県産コシヒカリ一等米(精米)の購入(単価契約)

(連絡先)

担当部署 :

担当部署住所 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

メールアドレス :

(別紙様式2)

誓約書

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

平成30年3月5日付けで入札公告のありました平成29年産福井県産コシヒカリ一等米(精米)の購入に係る入札に参加するにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者ではありません。
- 2 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではありません。
- 3 福井県に納付すべき県税(全税目)について滞納はありません。
- 4 入札公告の2の(7)のいずれにも該当しません。
- 5 入札参加資格確認申請書の添付書類の内容について、事実と相違ありません。
- 6 当社が落札の場合、仕様書のとおり誠実に遂行いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代表者氏名

印

(別紙様式3)

入 札 書

平成30年3月 日

福井県立病院
院長 橋爪泰夫 様

住 所
商号または名称
代表者氏名 ⑩

代理人氏名 ⑩

福井県財務規則ならびに入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

調達案件名 (調達品目)	平成29年産福井県産コシヒカリ一等米 (精米)
金 額	1 kg当たり 円 (税抜)

(別紙様式4)

委 任 状

平成30年3月 日

福井県立病院
院長 橋爪泰夫 様

私は、平成30年3月26日の一般競争入札について、下記の者を代理人と定め入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名 平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）の購入

代理人住所

代理人職名

代理人氏名

⑩

(別紙様式5)

入 札 説 明 書 等 に 関 する 質 問 書

福井県立病院

経営管理課 利用環境サービス室 あて

F A X : 0 7 7 6 - 5 7 - 2 9 4 5

質問日：平成30年3月 日

商号または名称：

担当者名：

TEL：

FAX：

案件名：平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）の購入

<質問内容>

質問受付期間：平成30年3月9日（金）正午まで（必着）

単価契約書（案）

福井県立病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）との
間において次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）乙は甲に米（以下「物品」という）の供給をする。なお物品の規格は次のとおりとする。

平成29年産福井県産コシヒカリ一等米（精米）（仕様書のとおり）

（2）契約金額 1 kg当たり 円（単価契約）

（3）予定数量 24,800 kg

（4）納入場所 福井県立病院 地下1階 栄養管理室

（5）契約期間 平成30年4月1日から平成30年10月31日まで

（契約保証金）

第2条 A 乙は甲に契約保証金として、金 円を納入するものとする。

※契約金額の100分の10以上

B 福井県財務規則第172条第 号の規定により免除する。

（納入方法）

第3条 乙は、その都度甲が指定する日までに良品を誠実、的確に納入しなければならない。

（物品の検査および検収）

第4条 乙が納入する契約物品については、その都度甲が指定した職員の検査を受けるものとする。その結果不相当と認められた物品については直ちに引き取り、甲の指定する期限内に良品を納入するものとする。

（危険負担）

第5条 第3条の規定による納入の前に生じた契約物品の亡失・き損等は、すべて乙の負担とする。

（かし担保責任）

第6条 甲が、第3条により納入を受けた後に当該物品に隠れたかしを発見した場合は乙の負担において甲の指定する期限内に良品を納入するものとする。

(代金の請求)

- 第7条 乙は当該月中に納入した数量（1 kg単位）を取りまとめた上、契約単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税に相当する金額を加算して甲に請求するものとする。
- 2 前項の請求額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(代金の支払)

- 第8条 甲は、乙が発行した適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約単価の変更)

- 第9条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、甲乙協議の上、単価の変更を行うことができる。

(履行遅延)

- 第10条 乙が契約物品を甲の指定する期日までに納入しない場合は、甲は遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(経費の負担)

- 第11条 乙は、契約物品納入に要する費用および検査のために消耗またはき損したのものについては、これを負担するものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約を覆行せず、または覆行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に業務を覆行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の覆行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第13条 甲は前条の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金として、期間見込予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(災害時等の対応)

第14条 福井県内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、甲が必要な物品を確保する必要があると認め、乙に対しその供給について要請をした場合は、乙は甲への物品優先供給に積極的に努めることとする。

2 前項における供給要請は文書によることとし、緊急の場合は電話などによることができるものとする。乙は要請を受けた場合、要請事項について速やかに措置するとともに措置状況を甲に報告するものとする。

3 乙は、甲からの要請に備え、物品を迅速に供給できるよう体制の整備を図るよう努めるものとする。

(損害賠償請求権)

第15条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(情報セキュリティの確保)

第16条 乙は、業務の実施において、別紙1「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（グリーン購入）

第18条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第19条 この契約に定めのない事項は、福井県病院事業財務規則および福井県財務規則による。これら規則にも定めがない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院
院長 橋爪泰夫

乙

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報(以下、「機密情報」という。)を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、「福井県情報セキュリティポリシー基本方針」(平成15年1月7日策定)第2条(11)に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下、「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

- 2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報に記載された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

仕 様 書

- ① 納入する精米は、品質管理、調整された平成29年産福井県産コシヒカリ100%・一等米（精米）とすること。
※食品偽装防止のため、抜き打ちでの品種識別検査を行うことがあるので注意すること。
- ② 納入時に生産年および生産地を証明する書類を提示すること。
- ③ 納入は10kg単位の袋詰めとし、平成29年産福井県産コシヒカリ100%・一等米（精米）であることを袋に明示し、納入袋は破れにくい品質の袋を使用すること。
- ④ 納入場所は地下1階 栄養管理室内にある米専用倉庫とし、担当者立会いのもと、速やかに納品を行うこと。
- ⑤ 納入業者は、院内米専用倉庫内の在庫管理も行うこととし、一定数量（約2,400kg）の精米を倉庫に常時貯蔵しておくこと。納入後、担当者に必ず在庫状況を報告すること。
- ⑥ 通常発注以外で、担当者から緊急の発注依頼があった際は、速やかに対応すること。